令和８年４月１日から
住まいの改造助成事業が変わります！

江戸川区は、介助を要する高齢者の方などが、車いすなどを使用して暮らしやすい生活ができるよう、住まいを改造する費用を助成しています。

令和８年４月１日から事業が変わりますので、変更点をご案内します。

対象者

（１）次に掲げる条件を満たす方が助成対象です。

①江戸川区内に居住していること。

②現に居住する住宅について住まいの改造を必要としていること。

③要介護認定又は要支援認定を受けていること。

（２）上記の条件を満たす方でも、次に該当する方は助成対象外です。

①老人福祉施設等に入所中または入院中の方。

ただし、住まいを改造することにより、当該施設を退所（退院）できる場合は、この限りでありません。

②住まいを改造することについて住宅の所有者の承諾が得られない方。

助成割合

区分	助成割合
①　生活保護を受けている方	10割
②　①、③、④のいずれにも該当しない方	９割
③　介護保険サービスの自己負担割合が２割の方	８割
④　介護保険サービスの自己負担割合が３割の方	７割

〇助成対象となる改造費用の上限は200万円です。

〇介護保険による住宅改修（限度額20万円）を優先して使っていただきます。

対象工事

工事の種類	限度額	支給要件
便器の洋式化 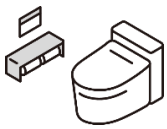	106,000円	
浴槽の取替え 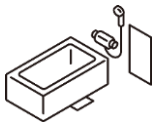	379,000円	またぎ動作が困難である。 既存の浴槽から10cm以上低くなる。
流し・洗面台の取替え	156,000円	日常的に車いすを利用している。
段差解消機設置のための舗装改修	2,000,000円	日常的に車いすを利用している。 段差解消機がなければ 住宅の入退室ができない。
ホームエレベーター、階段昇降機の設置	2,000,000円	申請者または家族の持ち家である。 日常的に車いすを利用している。 日常的に階段の昇降が必要である。

〇助成の回数は、工事の種類ごとに1回限りです。

〇上記支給要件のほか、住まいの改造の必要性を踏まえて決定します。

〇介護と無関係な利便性を求める工事や経年劣化等によるリフォーム工事は対象外です。

助成を希望する場合

担当のケアマネジャーにご相談ください。（担当のケアマネジャーがいない場合は、お近くの熟年相談室にご相談ください。）

熟年相談室の一覧はこちら ➡

令和8年3月31日までの事業の内容等、詳しくはこちら ➡

【問い合わせ先】江戸川区福祉部介護保険課給付係　０３－５６６２－０３０９